

死亡にともなう各種手続きのご案内

チェック

①世帯主変更

世帯主が亡くなった場合、14日以内に世帯主変更の届出が必要となります。

ただし世帯に残る方がお一人の場合（その方が世帯主になります）、または世帯に残る方がいない場合は、届出は不要です。

*世帯に残る方が国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険証を書き換えますのでお持ちください。

→本庁「窓口サービス課」(緑色) 6~8窓口、または「行政センター」地域窓口サービス担当

②返却していただくもの

亡くなった時点で使用できなくなりますので、それぞれの場所で返却してください。

「住民基本台帳カード」 「印鑑登録証」 (どちらも申請した方のみが対象です)

→本館「窓口サービス課」(緑色) 6~8窓口

または「行政センター」地域窓口サービス担当

「介護保険被保険者証」

→市役所分館「長寿社会課」、または「行政センター」地域窓口サービス担当

「障害者医療費受給者証」 「障害者手帳」 「身体障害者手帳」 「療育手帳」

→市役所分館「障害福祉課」

③国民健康保険・後期高齢者医療

亡くなった方が「国民健康保険」や「後期高齢者医療」に加入していた場合、葬祭を執行した方(施主)は「葬祭費」の支給申請をすることができます。

お持ちいただくもの

- 死亡者の「国民健康保険被保険者証」または「後期高齢者医療被保険者証」
- 施主の印鑑(朱肉をつけるもの)
- 施主の氏名及び葬祭の実施日が確認できるもの(葬儀の領収書、会葬礼状等)
- 施主などの預金通帳(ゆうちょ銀行は不可)

*注: 「後期高齢者医療」に加入していた場合はインターネット銀行も不可

→本館「国民健康保険」(紫色) 22番窓口「後期高齢者医療」(紫色) 23番窓口

または、「行政センター」地域窓口サービス担当

上記①~③の手続きについてのお問い合わせは
横須賀市コールセンター TEL 046-822-2500
(年中無休、8時~20時)



→裏面に続きます

④公的年金 それぞれのお問い合わせ先にご相談下さい。

- 国民年金を受け取る前（65歳未満）に亡くなられたとき
（「遺族基礎年金」・「死亡一時金」などを請求できる場合があります）
国民年金を受け取っていた方が亡くなられたとき
（「未支給分」を請求できる場合があります）

→ねんきんダイヤル（TEL0570-05-1165）

- 厚生年金→横須賀社会保険事務所 年金給付課（TEL046-827-1251（代））
- 共済年金→各共済組合
- 恩 給→総務省恩給局（TEL03-5273-1400）

*上記の手続きは死亡に伴う住民記録や保険・年金等に関する一般的な手続きを例示したものです。記載されたもの以外の届出が必要なケースもございます。

平成20年4月1日